

令和3年度

AI・IoT 等を活用した更なる輸送効率化推進事業費補助金(ビッグデータを活用した効率的かつ適切な自動車整備による使用過程車の省エネ性能維持推進事業)

公募要領

令和3年9月

パシフィックコンサルタンツ株式会社

## 補助金の交付申請又は受給される皆様へ

本事業の補助金については、経済産業省が定めた AI・IoT 等を活用した更なる輸送効率化推進事業費補助金(新技術を用いたサプライチェーン全体の輸送効率化推進事業、トラック輸送の省エネ化推進事業及びビッグデータを活用した効率的かつ適切な自動車整備による使用過程車の省エネ性能維持推進事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められるものであり、当然ながら、当社としましても補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処しております。

従って、当社の補助金に対し交付の申請をされる方、及び、申請後に採択が決定し補助金を受給される方におかれましては、以下の事項について充分ご認識された上で、補助金の申請又は受給を行っていただきますようお願いします。

1. 補助金の申請者が当社に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないで下さい。
2. 当社から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完了させた設備等については、補助金の交付対象とはなりません。
3. 補助金で取得、又は効用の増加した財産(取得財産等)を、当該資産の処分制限期間(法定耐用年数)内に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう)しようとする時は、事前に処分内容等について当社の承認を受けなければなりません。なお、当社は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
4. また、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、当社として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
5. 上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金(年10.95%の利率)をえた額を返還していただくことになります。あわせて、当社から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執ると共に、当該事業者の名称及び不正の内容を公表させていただきます。
6. なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

## 目次

I. 事業の内容 .....	1
1. 事業の概要 .....	2
2. 公募予算額 .....	2
3. 補助対象事業 .....	2
4. 補助対象事業者 .....	2
5. 補助対象事業の要件 .....	3
1) 補助対象機器の性能要件 .....	3
2) 補助対象機器を設置する際の注意事項 .....	4
6. 補助対象となる経費 .....	4
7. 補助率及び補助金限度額 .....	5
8. 事業期間 .....	5
1) 補助事業者の事業開始年月日 .....	5
2) 補助事業者の事業完了年月日 .....	5
9. 実績データの報告内容 .....	6
1) 実施状況報告(総括表) .....	6
2) 診断データ .....	7
3) DTC(故障コード)とは .....	9
II. 事業の実施 .....	11
1. スケジュール .....	12
2. 公募 .....	13
1) 公募関連情報の提供 .....	13
2) 公募期間 .....	13
3) 交付申請 .....	13
3. 審査及び交付決定 .....	13
1) 審査 .....	13
2) 交付決定 .....	14
4. 補助事業の開始から完了までの流れ .....	14
1) 補助事業の開始 .....	14
2) 補助事業の計画変更等 .....	15
3) 中間検査・中間報告 .....	15
4) 補助事業の完了 .....	16
5. 実績報告から補助金の支払いまでの流れ .....	16
1) 実績報告及び補助金額の確定 .....	16
2) 補助金の請求・支払い .....	17
6. 『補助金の支払い』以降 .....	17

1) 取得財産等の管理 .....	17
2) 補助金の返還、取消、罰則等 .....	18
3) 診断データ等の提出 .....	18
7. 事業実施スキーム .....	18
III. 申請方法 .....	19
I. 申請方法 .....	20
1) 公募要領の内容確認 .....	20
2) 申請書の作成 .....	20
3) 年月日と文書番号の記入 .....	20
4) 締切と提出方法 .....	20
5) 申請時の提出書類一覧 .....	20
2. 提出先・お問い合わせ窓口 .....	22
IV. 実績報告等の方法 .....	23
I. 中間報告 .....	24
1) 中間報告の方法 .....	24
2) 中間報告時の提出書類一覧 .....	24
2. 実績報告 .....	25
1) 実績報告の方法 .....	25
2) 実績報告時の提出書類一覧 .....	25
V. 申請書類等の様式・記入時の注意 .....	27
I. 補助金交付申請書類等様式・記入時の注意 .....	29
1) 申請書等様式 .....	29
2) 申請書等への記入 .....	29
3) 押印不要の処置について .....	29
2. 補助金交付申請書(様式第1) .....	30
3. 補助金交付申請書(様式第1)－別紙 .....	32
4. 補助金交付申請書(様式第1)－別紙2 .....	34
5. 補助事業計画変更承認申請書(様式第4) .....	36
6. 補助事業計画変更承認申請書(様式第4)－別紙 .....	38
7. 補助事業実績報告書(様式第9) .....	40
8. 補助事業実績報告書(様式第9)－別紙(収支明細表) .....	42
9. 実施状況報告(総括表) .....	44
10. 補助事業実施状況報告書(様式第7) .....	46
11. 補助金精算払請求書(様式第12) .....	48
12. 支払の証明書(振込明細書等) .....	50
13. スキャンツールの写真 .....	52

## I. 事業の内容

## 1. 事業の概要

本事業は、令和3年度「AI・IoT 等を活用した更なる輸送効率化推進事業費補助金（新技術を用いたサプライチェーン全体の輸送効率化推進事業、トラック輸送の省エネ化推進事業及びビッグデータを活用した効率的かつ適切な自動車整備による使用過程車の省エネ性能維持推進事業）」のうち、自動車整備事業者等の整備能力向上による使用過程車の省エネ性能維持を目指す事業である。様々な車種・メーカーの故障に係る膨大なビッグデータ構築を目的として、自動車整備事業者等に対してクラウド型スキヤンツールの補助を行い、データを収集することにより、燃費悪化につながる部品等の劣化・故障等の内容を車種・メーカーごとにデータベース化する。

さらに、走行距離や車齢等のデータと併せることで、経年劣化による燃費悪化の防止や、突然の故障を未然に防ぐ予防整備につなげ、もって使用過程にある自動車や今後開発される自動車の省エネ性能の向上につなげることを目的とする。

なお、提出されたデータについてはパシフィックコンサルタンツ株式会社（以下、「PKKK」という。）により国へ報告し、今後の省エネルギー政策等に活用される。

## 2. 公募予算額

約1.6億円

## 3. 補助対象事業

本事業の補助対象事業は、整備事業者が一定の要件を満たすスキヤンツールを導入し、その診断結果を収集する事業とする。（具体的な要件については、「4.補助対象事業者」以降を確認すること。）

## 4. 補助対象事業者

交付規程第3条第1項に規定する補助事業者は、次の（ア）から（ウ）までのいずれかのものをいう。

- （ア） 道路運送車両法第78条に定める認証を受けた自動車特定整備事業者
- （イ） 道路運送車両法第94条に定める認定を受けた優良自動車整備事業者
- （ウ） 自社が保有する自動車関連施設※において事業を行う者であって、道路運送車両法第55条に基づき国が実施する自動車整備士技能検定に合格した者（自動車整備士）が当該施設に配置されているもの

※専ら自動車又は自動車部品・燃料の販売又は修理を行うための施設

但し、次のいずれかに該当する事業者は対象外とする。

- 経済産業省からの補助金等停止措置または指名停止措置が講じられている事業者。

- 交付規程別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者。(誓約事項に違反した場合、交付決定の全部又は一部を取り消すことに留意すること)。
- 道路運送車両法及びその関係法令に関して遵守しない者。

## 5. 補助対象事業の要件

### 1) 補助対象機器の性能要件

自動車メーカー2社以上に対応し、かつ、自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準(平成7年告示第375号)第62条～第68条に適合するもののうち、次の(ア)から(エ)に掲げる性能要件を全て満たすスキャンツールとする。

対象となるスキャンツールは、補助事業のホームページ(P22「III.2.提出先・お問い合わせ窓口」を参照)で公表している『補助対象機器一覧』を参照すること。

#### (ア) システム要件

- ① 主要システム(パワートレイン(電動含む)、AT／CVT、ABS／ESC、SRSエアバッグ)及びハイブリッドシステムに対応すること。(J-OBDⅡにあっては、パワートレイン、AT／CVTに対応すること。)
- ② 主要システム以外のシステムを追加できる拡張機能を有すること。

#### (イ) 機能要件

以下の全ての機能を有すること。

- ① DTC(故障コード)の読み取り・消去機能
- ② 作業サポート機能またはアクティブテスト機能
- ③ データモニタ機能
- ④ フリーズフレームデータの読み取り機能
- ⑤ J-OBDⅡ情報の読み取り機能
- ⑥ 電気通信回線に接続することにより、今後、(独)自動車技術総合機構が開発・配布するソフトウェア(以下、「アプリ」という。)をインストールし、アップデートする機能

#### (ウ) 動作要件

- ① 車両の電源電圧は、DC12Vから24Vの範囲で動作すること
- ② アプリを動作させる通信インターフェースは、SAE J2534に準拠する予定であること
- ③ アプリをスキャンツールにインストールして使用する際、スタンドアローン型スキャンツールを通信インターフェースとする場合や通信インターフェースにおいてPC等にインストールするドライバ類は、マイクロソフト社のWindows10以上で動作すること(通信インターフェースのオペレーティングシステムは問わない)

### (エ) データ出力要件

以下①～④に掲げる車両の診断結果等を PC 等で検証できる標準形式(Microsoft Excel、CSV、テキストまたはPDF形式(文字の取り出しが可能な形式であること))で保存することができ、かつ、スキャンツール本体又は PC 等からインターネットを通じて外部に当該情報を送信できるものであること。

- ① 車両を診断した年月日
- ② 診断した車両の車両番号(ナンバー)又は車台番号  
【例】品川〇〇〇さ〇〇-〇〇(地域名・分類番号・平仮名等・一連指定番号)
- ③ 診断した車両の型式  
【例】ABA-MLIT03S(排ガス規制識別番号+メーカー記号)
- ④ 診断した車両のエンジン関連の DTC 検出有無及びそのコード名並びにコード定義  
【例】DTC:P0141 定義:O<sub>2</sub>センサー回路(P9 I.9.3)を参照)

### 2) 補助対象機器を設置する際の注意事項

P2「I.4.補助対象事業者(ア)及び(イ)」の補助対象事業者(認証工場及び優良認定工場)が事業場に補助対象機器を導入する際、当該事業場は国の認証又は認定を受けているものであること。また、P2「4. 補助対象事業者(ウ)」の補助対象事業者が自動車関連施設に補助対象機器を導入しようとする際、当該施設に自動車整備士が配置されていること。

## 6. 補助対象となる経費

補助対象となる経費は、自動車の車載コンピュータと通信することにより故障診断を行う機器であって携帯可能なものの『タブレット型情報端末等外部の情報端末と連携することにより機能する機器にあっては、当該情報端末(故障診断用のソフトウェアをインストールすることにより、専ら自動車の故障診断に用いられるものに限る。)を含む。(以下「スキャンツール」という。)』の購入費用とする。

- なお、外部の情報端末(タブレット等)と連携可能なスキャンツールについて、当該情報端末を用いなくても P3「5.1) 補助対象機器の性能要件」を全て満たすスキャンツールにあっては、当該情報端末は補助対象外とする。
- 原則、情報端末については、スキャンツール以外に利用(事業の目的外使用)されるものは補助対象外となるので注意すること。なお、目的外使用が発覚した場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律により罰せられる場合がある。
- 消費税及び地方消費税相当額、並びに周辺機器の取得費を除く。
- 補助事業者が販売店等に購入代金を振込む際に発生する銀行等への振込手数料は、補助対象外とする。

※振込手数料について販売店等が負担した場合、その金額分の値引きがあったものとみなし、補助対象実績額から、振込手数料分は除くこと。

- スキャンツールの購入は、交付決定日(補助事業ホームページでの告知または、事務局からの通知書で確認)以降に行うこと。なお、交付決定日前に購入した場合は補助対象機器とは認められないため、十分に注意すること。

## 7. 補助率及び補助金限度額

- 補助対象経費の1／3以内とする。ただし、1,000円未満は切り捨てるものとし、次に掲げる補助金限度額を超えて補助金を交付しないことに留意すること。

【例】税抜き18万5千円のスキャンツールを購入した場合

補助対象経費：18万5千円 補助率 1／3

補助金の額： $18\text{万}5\text{千円} \times 1/3 = 61,666 \Rightarrow 61,000\text{円}$

- 補助金限度額は1事業場当たり15万円とする。なお、1事業場に複数台数導入することは可能であるが、この場合においても、1事業場当たりの補助金限度額は15万円である。

【例】税抜き60万円のスキャンツールを購入した場合

補助対象経費：60万円 補助率 1／3

補助金の額： $60\text{万円} \times 1/3 = 20\text{万円} \Rightarrow 15\text{万円(上限)}$

- 応募状況により補助金申請の合計額が公募予算額を超える場合等には、公募期間途中でも公募を締め切った上で、申請書提出日を基準とした先着順で採択する等の場合があるためあらかじめ了承すること。

## 8. 事業期間

### 1) 補助事業者の事業開始年月日

- 交付決定年月日を事業開始年月日とする。
- スキャンツールの購入は交付決定年月日以降でなければならない。

【例】10月4日申請→11月1日交付決定→11月1日以降に購入

### 2) 補助事業者の事業完了年月日

- 事業完了年月日：実績データを全て取得した日、かつ対象機器の支払いを完了した日(最も遅くとも令和4年1月14日(金))を事業完了年月日とする。(実績データ詳細については P6「I.9.実績データの報告内容」を参照すること)

- 提出 : 事業完了年月日から起算して30日以内又は令和4年1月14日(金)のいずれか早い日までに振込明細書(写)、補助事業実績報告書(様式第9、別紙(収支明細表))、及び実績データとして実施状況報告(総括表)、診断データをPCKKに提出すること。(提出方法については、P25「IV.2.2)実績報告時の提出書類一覧」を参照すること)
  - PCKKは、補助事業実績報告書類を受理した補助事業者から順に補助金額の確定を行うため、補助事業者は事業完了後、速やかに補助事業実績報告書等を提出すること。
  - 令和4年1月14日(金)までの事業完了を厳守すること。遅延の場合、補助金が支払われない場合がある。
  - なお、事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかにPCKKに連絡すること。  
(連絡先は P22「III.2.提出先・お問い合わせ窓口」を参照)

## 9. 実績データの報告内容

補助事業者は事業完了後、実績データとして次に掲げる実施状況報告(総括表)及び診断データをPCKKに提出すること。なお、実施状況報告(総括表)及び診断データについては、原則として電子メールに添付又はCD-R、メモリーカード等の記録媒体に保存して提出すること。

### 1) 実施状況報告（総括表）

スキャンツール導入後、次の①から④に掲げる検証期間や使用したスキャンツールの型式等について、補助事業のホームページで公開する報告様式(Microsoft Excel 形式)に入力し、診断データと共に提出すること。

- ① 検証期間: スキャンツールが導入され稼動した日から検証の終了日
  - 交付決定日以降に補助対象機器を導入すること。
- ② スキャンツールを使用した車両台数: DTCの有無にかかわらずスキャンツールを使用した全車両の台数(故障コードが検出されなかった車両も台数に含む)を報告すること。
  - ①②については、車両の点検または整備作業に15日以上または車両20台以上を検証し、かつ1件以上のDTCが検出されていることが必要。なお、同日に同一車両に複数回スキャンツールを使用した場合であっても1台の検証とすること。
- ③ 使用したスキャンツールの型式等: 今回の補助事業で購入したスキャンツールの情報(メーカー名、名称・型式、品番、ソフトのバージョン)

④診断データ：「2)診断データ」参照。

## 2)診断データ

車両の点検または整備作業に15日以上または車両20台以上にスキャンツールを使用し、かつ1件以上のDTCを検出したのち、期間内にスキャンツールを使用した全車両(故障コードが検出されなかった車両の診断データも提出必須)の診断結果等のデータ(スキャンツールから出力されたデータであって、P3「I.5.1)(エ)データ出力要件」に掲げる内容を含むものに限る)を提出することとする。ただし、DTCが検出されない場合は、原則、DTCが検出されるまでの間、スキャンツールを継続して使用すること。

提出するデータは、下記①から④の内容を含む全ての車両の診断データとする。

### ① 車両を診断した年月日

※機器の設定・操作不足により記録されない場合があるため、診断前に記録できることを必ず確認すること。

### ② 診断した車両の車両番号(ナンバー)または車台番号

【例】品川〇〇〇さ〇〇-〇〇(地域名・分類番号・平仮名等・一連指定番号)

### ③ 診断した車両の型式

【例】ABA-MLIT03S(排ガス規制識別番号+メーカー記号)

### ④ 診断した車両においてDTC(故障コード)が検出された場合のDTC及びその定義

【例】DTC:P0141 定義:O<sub>2</sub>センサーヒーター回路(P9「I.9.3)DTC(故障コード)とは」を参照)

- 診断データ出力形式は標準形式(Microsoft Excel、CSV、テキストまたはPDF形式(文字の取り出しが可能な形式))とする。

➤ 出力形式や出力・保存方法などはメーカー・対象機器ごとに異なるため、別紙 補助対象機器一覧のデータ出力形式および当該機器の取り扱い説明書を確認すること。

- 提出方法は原則電子メール添付とする。電子メール添付による提出が難しい場合はCD-R、メモリーカード等の記録媒体に保存して郵送すること。  
郵送の場合、CD-R、メモリーカード等の記録媒体は返却しない。

- DTCの検出が0件のデータ報告は不可。

提出期限までにDTCが検出されない場合は、期限の令和4年1月14日(金)までにその旨の報告及び補助事業実績報告書(様式第9、別紙(収支明細表))をPCKKに提出し、DTCが検出されるまでの間、スキャンツールを継続して使用すること。

- 提出期限を過ぎて(令和4年1月15日(土)以降)に初めてDTCが検出された場合には、検出された時点で速やかに補助事業実施状況報告書(様式第7)と実施状況報告(総括表)及び診断データをPCKKに提出すること。
- 総括表や診断データの内容に不備が認められた場合、再提出を求めることがあるため、よく確認の上作成すること。
  - 事業完了後の翌年度以降においても、診断データ等の提出を求める場合がある。

### 3) DTC（故障コード）とは

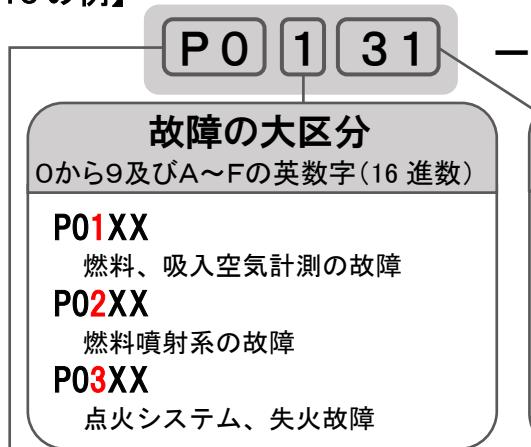
#### DTC(故障コード)とは

国際標準規格(ISO 15031-6)、米国自動車技術会(SAE J2012)等において規格化されている故障個所や内容を示す5桁のコード。

システム別(BCPU)に分類され、個別故障ごとにコードが定義されている。

##### 【DTC の例】

DTC



##### DTCの定義(内容)

O<sub>2</sub>センサー回路低電圧

##### 故障の詳細

0から9及びA～Fの英数字(16進数)

P0121

スロットルポジションセンサ回路不良

P0141

O<sub>2</sub>センサーヒーター回路

P0151

O<sub>2</sub>センサー回路低出力

#### 対象システム

**B** : ボデー系 (エアバッグ、シートベルト、エアコン等)

**C** : シャシ系 (ブレーキ、電動パワステ、車両安定制御装置等)

**P** : パワートレイン系 (エンジン、トランスミッション、HVバッテリ等)

**U** : ネットワーク系 (各ECU間の通信等)

※スキヤンツール機器によっては、DTCコードの後に二桁の数字等の自動車メーカー独自のコードが付加された状態で出力される場合があるが、PCKKへの実績報告の際は枝番のある状態でも提出可。



## II. 事業の実施

---

## 1. スケジュール

時期	申請者・補助事業者	様式・提出書類
令和3年 9月14日	公表(ホームページ)	
	機 器 の 選 定	
10月4日 ～11月30日	交 付 申 請	*補助金交付申請書(様式第1) *補助金交付申請書(様式第1)別紙 *補助金交付申請書(様式第1)別紙2 *申請担当者の証明書類 *認証書(写)、認定書(写)、指定書(写)、申請事業場に自動車整備士が配置されていることの証明書類のいずれか *複数業者から取得した見積書(写)
	審 査	
10月中旬～ ※数回に分けて 随時決定予定	交 付 決 定	
交付決定後	事 業 開 始	
	仕 様 選 定	
	発 注	
	納 品 ・ 檢 収	
	検 証	
11月上旬 ～12月中旬 ※交付決定時期に より異なる	中 間 報 告	*振込明細書(写) *納品書又は請求書(写) *スキャンツールの写真 *振込口座事前連絡書
	事 業 完 了	
◆事業完了から30 日以内、又は令和 4年1月14日の いずれか早い日	実 績 報 告	*補助事業実績報告書(様式第9) *補助事業実績報告書(様式第9別紙(収支明細表)) *取得財産等管理明細表(様式第15) ※該当する事業者のみ *振込明細書(写)(未提出の場合) *実施状況報告(総括表) *診断データ
	審 査	
令和4年 2月下旬	補 助 金 の 確 定	
	補 助 金 の 請 求	*補助金精算払請求書(様式第12)
3月末	補 助 金 の 支 払	
令和4年度以降	取 得 財 産 の 管 理	

## 2. 公募

### 1) 公募関連情報の提供

最新の公募関連情報は、補助事業のホームページに逐次掲載するため、あわせて確認すること。

### 2) 公募期間

#### ● 令和3年10月4日(月)～令和3年11月30日(火)

- なお、応募状況により、公募予算額を超える場合には、公募期間内であっても公募を終了することがある。
- 提出方法：原則、電子メール添付で提出とする。

※電子メール添付が難しい場合のみ郵送受付可。(消印有効)

#### 郵送の場合の注意

- ・すべての提出書類の電子データを記録媒体(CD-Rやメモリーカード等)に保存、または印刷して送付する。この場合、記録媒体の返却は行わない。
- ・書類受理の問い合わせには応じない。(簡易書留推奨)

- 令和3年10月3日(日)以前に到着した申請は無効とする。

### 3) 交付申請

申請者は補助事業のホームページより交付申請書(様式第1)と別紙、別紙2をダウンロードし、作成した申請書類及び添付書類をPCKKに提出すること。

- 申請書類作成の際にはP27「V.申請書類等の様式・記入時の注意」を参考にすること。
- 申請者は交付決定後の取り扱いを考慮し、事業実施の確実性、予算の有効利用の観点から全体計画をよく検討して申請すること。

## 3. 審査及び交付決定

### 1) 審査

PCKKは、申請事業内容等について以下の項目に従って審査し、採択者を決定する。

- 補助事業の内容が、交付規程及び公募要領の要件を満たしていること。
- 補助事業に要する経費は、2社以上の同一機器の見積を参考として算定されているものであること(申請時に参考とした全ての見積書を提出すること)。
- 補助事業に要する経費は、公正妥当な見積額として算定されているものであり、市場価格と乖離が見られると判断した場合には審査の対象外とする。

※補助対象経費を外貨で支払う場合は、見積書取得日の為替レートに基づき、日本円に換算し、補助事業に要する経費を算出すること。また、交付申請書提出時には参考にしたレート表のコピーを提出すること。

## 2) 交付決定

- 交付決定の結果については、交付規程に従って補助事業者に補助金交付決定通知書(様式第2)にて順次通知する。
- 「予算執行等に係る情報の公表等に関する指針」(平成25年6月28日内閣官房行政改革推進本部事務局)に基づき、交付決定内容(補助金交付先名、交付決定額)の公表を行う。

## 4. 補助事業の開始から完了までの流れ

### 1) 補助事業の開始

- ① **仕様選定**: 補助事業者は、事業の実施にあたって交付決定通知書到着後、速やかに導入するスキャンツールの発注先を決定すること。購入にあたり、複数業者から同一機器の見積りを取得し、最低価格を提示した業者から購入すること。なお、競争入札を行い、複数業者から同一補助対象機器の見積りを取得することも可能である。
- (ア) 見積書は、公募公表から交付決定前の取得も有効だが、見積書の日付等が正しく明記され、印があること。
- (イ) 競争入札を行う場合、交付決定年月日以降に実施すること。
- (ウ) 複数の見積りを取れなかった場合、又は最低価格を提示した業者を選定していない場合は、その理由を明らかにした理由書を作成すること(様式自由)。原則、自らに起因する事情での理由は認められないので留意すること。
- ② **発注**: 交付決定年月日以降、見積書の有効期限内に発注すること。  
なお、交付決定日前に購入したスキャンツールは本事業の対象外となるため、十分に注意すること。
- ③ **納品・検収**: 納品後に検収を行うこと。
- ※検収とは、納品物が発注した通りの内容であるか検査する行為を指す。検査結果については書面で記録しておくこと。  
(記録例: 検収完了後、当該納品書に検収日を記入し、検収担当者が押印)

**※中間報告時、購入したスキャンツールが確認できる振込明細書(写)、納品書(写)**

**又は請求書(写)、スキャンツールの写真各1枚以上を事業場毎に提出する必要があるため確実に検収を行うこと。**提出書類の詳細は、P24「IV.1.2)中間報告時の提出書類一覧」を参照。

- ④ 検証**：購入したスキャンツールの使用実績を収集し、実施状況報告(総括表)及び診断データを補助事業実績報告書(様式第9、別紙(収支明細表))とあわせてPCKKに提出すること。

- 実施状況報告(総括表)は別途、補助事業のホームページにて公開する様式(Microsoft Excel 形式)をダウンロードし、必要事項を入力すること。
- スキャンツールの操作方法に関して、PCKKでは不明なため、メーカーや販売店の説明書やサポートを活用すること。
- 事業完了後の翌年度以降も、診断データの提出を求めることがある。

- ⑤ 支払い条件**：金融機関による振込又は現金支払いとする。

- 口座引き落とは不可。
- 小切手・支払手形(回し手形は不可)の場合は、支払いの事実を証明する資料を提出すること。なお資料の提出が無い場合、補助金が支払われない。

## 2) 補助事業の計画変更等

交付決定後、代表者や住所の変更、補助事業者の承継等、事業内容に変更の可能性が生じた場合は、速やかにPCKKに報告しその指示に従うものとする。(連絡先は P22「III.2.提出先・お問い合わせ窓口」を参照)

## 3) 中間検査・中間報告

- **中間検査**：事業期間中のPCKKが指示する期日までに中間検査(現地検査を含む)を行うことがある。
- **中間報告**：実績報告手続きの書類確認を円滑に実施するための事前確認として、事業期間中のPCKKが指示する期日までに、購入したスキャンツールが確認できる振込明細書(写)、納品書(写)又は請求書(写)、スキャンツールの写真各1枚以上を事業場毎にまとめ、あわせて振込口座事前連絡書をPCKKに提出する。  
※提出書類については、P24「IV.1.2)中間報告時の提出書類一覧」を参照すること。
- 中間報告時に支払いが済んでおらず、振込明細書(写)が提出できない場合は必ずPCKKに連絡すること。

#### 4) 補助事業の完了

- ① スキャンツール導入後、車両の点検または整備作業に15日以上または車両20台以上を検証し、かつ1件以上のDTCが検出されていること。期間内に得られた全ての車両の診断結果等(スキャンツールから出力されたデータであって、P3「I.5.1)(エ)データ出力要件」または P7「I.9.2)診断データ」に掲げる①から④の項目を含むものに限る)の実績データを全て取得かつ対象機器の支払いを完了した日を事業完了年月日とする。
- ② 複数事業場での申請の場合は、全ての事業場において上記①が完了した日を事業完了年月日(最も遅くとも令和4年1月14日(金))とする。
- 事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかにPCKKに連絡すること。

### 5. 実績報告から補助金の支払いまでの流れ

#### 1) 実績報告及び補助金額の確定

補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して30日以内又は、令和4年1月14日(金)のいずれか早い日までに以下の実績報告書類を実績データとともにPCKKに提出すること(事業完了年月日は遅くとも令和4年1月14日(金)とすること)。

※提出期限:令和4年1月14日(金)必着

#### ● 実績報告書類

- 補助事業実績報告書(様式第9、別紙(収支明細表))を振込明細書(写)とあわせて提出すること。なお、中間報告で振込明細書(写)を提出済みの場合は実績報告での再提出は不要。
- 当該補助事業において、導入した補助対象機器の取得単価が50万円以上(消費税額を除く)の場合のみ取得財産等管理明細表(様式第15)を提出すること(補助対象機器の取得単価が50万円未満の場合は提出不要)。

#### ● 実績データの報告

- 実施状況報告(総括表): 検証期間、スキャンツールを使用した車両台数、使用したスキャンツールの型式等を入力する。

※補助事業のホームページにて公開する様式(Microsoft Excel 形式)をダウンロードすること。

- 診断データ:車両の点検または整備作業に15日以上または車両20台以上を検証し、かつ1件以上のDTCが検出されていること。期間内に得られた全ての車両の診断結果等のデータ(スキャンツールから出力されたデータであって、P3「I.5.1)(エ)データ出力要件」または P7「I.9.2)診断データ」に掲げる①から④の項目を含むものに限る)を標準形式(Microsoft Excel、CSV、テキストまたはPDF形式(文字の取り出しが可能な形式))で保存し、提出すること。
- PCKKは、振込明細書(写)、補助事業実績報告書(様式第9、別紙(収支明細表))、実施状況報告(総括表)及び診断データを受理した後、書類の審査ならびに必要に応じて現地検査を実施する。補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び、これに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に速やかに補助事業交付金額確定通知書(様式第11)にて通知する。
- 申請通りのスキャンツールが導入されていない場合、あるいは適正な補助事業実績報告書(様式第9)等が提出されない場合、補助金の支払いは行われない。

## 2)補助金の請求・支払い

- ① 補助事業者は、補助事業交付金額確定通知書(様式第11)受領後、速やかに精算払請求書(様式第12)をPCKKに提出する。
- ② PCKKは、精算払請求書(様式第12)の受領後、補助事業者に速やかに補助金を交付する。

## 6. 『補助金の支払い』以降

### 1)取得財産等の管理

- ① 補助事業の完了後においても補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産「(以下、「取得財産等」という。)」について、省エネルギー事業を継続することを前提に、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- ② 取得財産等(取得単価及び効用の増加価格が50万円以上のものに限る。)を制限期間内に処分しようとする時は、あらかじめPCKKの承認を受けなければならない。
- ③ 交付規程第23条第2項に規定する、取得財産等の処分を制限する期間は、5年間とする。

## 2) 補助金の返還、取消、罰則等

申請者・補助事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(以下、「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、交付規程及び交付決定の際に付した条件に関する違反が判明した場合、次の措置が講じられることがある。

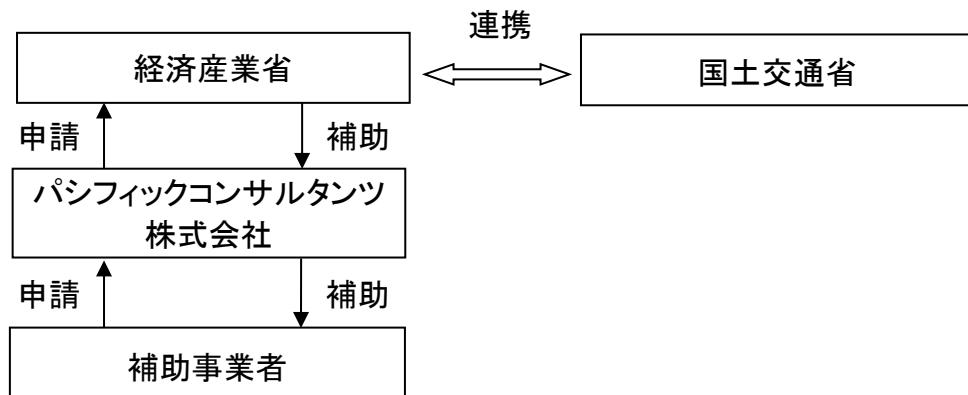
- 交付決定の取消、補助金等の返還及び加算金の納付。
- 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

## 3) 診断データ等の提出

今年度に提出された診断データは、PCKKにおいて分析し、その結果を補助事業者に提供する。補助事業者においては、当該結果を活用して積極的に自動車ユーザーへ点検整備を促すこと。

事業完了後の翌年度以降においても診断データ等の提出を求める場合がある。

## 7. 事業実施スキーム



### III. 申請方法

---

## 1. 申請方法

### 1) 公募要領の内容確認

- 各種補足資料([補助事業のホームページ](https://www.pacific-hojo.jp/)(<https://www.pacific-hojo.jp/>)に掲載)もあわせて確認すること。
- 申請書類等不備は、不採択となるので留意すること。
- 補助の対象となるスキャンツールの型式等は、補助事業のホームページの『補助対象機器一覧』にて確認すること。

### 2) 申請書の作成

- 補助事業のホームページより様式第1、別紙、別紙2(PDF又は Microsoft Excel 形式)をダウンロードし、実施事業の申請書を作成すること。PCKKから  
の問い合わせ等に対応できるように必ず提出書類全ての電子データを保管しておること。

### 3) 年月日と文書番号の記入

- 年月日には、書類を作成した日を必ず記入すること。
- 申請書等の右上端に記載されている番号には社内決裁番号(申請者の社内において経理上の書類で番号管理している場合の番号)を記入する。なお、社内  
決裁番号を付さない申請者については、番号の記入は不要。

### 4) 締切と提出方法

- 申請期間
  - 令和3年10月4日(月)～令和3年11月30日(火)
- 提出方法：電子メール添付による提出を原則とする。
  - ※申請者のメールアドレスからの発信とする。  
(申請者以外による代理申請は不可)
  - ※電子メール添付が難しい場合のみ郵送受付可(消印有効)
  - ※郵送の場合の注意
    - ・すべての提出書類の電子データを記録媒体(CD-Rやメモリーカード等)に保存、または印刷して送付する。この場合、記録媒体の返却は行わない。
    - ・書類受理の問い合わせには応じない。(簡易書留推奨)

### 5) 申請時の提出書類一覧

No.	提出書類(書類様式有)	部数
1	補助金交付申請書(様式第1)	1
2	補助金交付申請書(様式第1別紙)	1
3	補助金交付申請書(様式第1別紙2)	1

※書類様式については、補助事業のホームページよりダウンロードすること。

## ■添付資料

No.	提出書類(書類様式無)	部数
添付1	<p><b><u>申請担当者の証明書類</u></b></p> <p>例:申請担当者の名刺 PDF 等 (担当者の氏名及び申請者の所属であることがわかるもの)</p>	1
添付2	<p><b><u>認証書(写)、又は指定書(写)、又は認定書(写)、又は申請事業場に自動車整備士が配置されていることを証明する書類(自動車整備士である証明+配置の証明)のいずれか</u></b></p> <p>※自動車整備士である証明:自動車整備士技能検定合格証明書(写)、自動車整備技能者手帳(整備士手帳)(写)等</p> <p>※配置の証明:当該自動車整備士の直近の給与台帳(写)や給与明細(写)、名刺(写)等(なお、当該自動車整備士が補助金交付申請書(様式第1別紙2)に記載されている者である場合は添付不要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 認証書、指定書、認定書:申請者が補助対象事業者であることを証する地方運輸局長等が交付し、補助対象設備を設置する事業場のもの。</li> <li>● 配置の証明:自動車整備士が申請事業場に配置されていることが確認できるもの。</li> <li>● 認証書等と、様式第1別紙の【補助対象スキャンツールを設置する事業場】の名称や住所等が変更されている場合には、変更内容及び年月を自由様式にて記載報告すること。</li> </ul>	1
添付3	<p><b><u>取得した全ての見積書(写):2社以上で取得した同一機器の見積書を各1部</u></b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>公募要領公表日以降のもの。</u></li> <li>● 補助事業に要する経費のものであること。</li> <li>● 対象機器のメーカー名、名称・型式、品番、ソフトのバージョンが明記され、<u>補助対象経費、対象外経費が明確に区分</u>されているもの。</li> <li>● <u>消費税別表示</u>であること。 ➢ 原本は<u>必ず保管しておくこと</u>。</li> </ul> <p><b><u>理由書:</u></b> ※該当者のみ要提出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 複数業者の見積りを取得できなかった場合、又は最低価格を提示したものを選定していない場合はその理由書を提出すること。</li> <li>● 自らに起因する事情での理由書は認められないため留意すること。</li> </ul>	(1)

## 2. 提出先・お問い合わせ窓口

### パシフィックコンサルタンツ株式会社 陸上輸送省エネ推進事業事務局

■メールアドレス: scan\_hojokin@03.pacific-hojo.jp

※申請時の件名:「交付申請:(申請者の社名・屋号等)」

例:交付申請:●●整備株式会社

■ホームページ: <https://www.pacific-hojo.jp/>

■住 所:〒101-0054

東京都千代田区神田錦町3丁目18番地 寿ビル9階

※郵送時の注意:「スキャンツール交付申請書在中」と封書に記入すること

■T E L: 03-5280-9501

■F A X: 03-5280-9502

## IV. 実績報告等の方法

---

## 1. 中間報告

### 1) 中間報告の方法

- PCKKが指示する期日までに以下の書類を中間報告としてPCKKに提出すること。送付方法は原則電子メール添付とするが、郵送による提出も可能。(詳細については交付決定時に通知する)

#### ※郵送の場合の注意

- ・すべての提出書類の電子データを記録媒体(CD-Rやメモリーカード等)に保存、または印刷して送付する。この場合、記録媒体の返却は行わない。
- ・書類受理の問い合わせには応じない。(簡易書留推奨)

- 中間報告時に支払いが済んでおらず、振込明細書(写)が提出できない場合は必ずPCKKに連絡すること。

### 2) 中間報告時の提出書類一覧

No.	提出書類	部数	書類様式
1	<u>振込明細書(写)</u> ● 導入したスキャンツールの支払いの証明として、金融機関による振込明細書のコピーを提出。	1*	無
2	<u>納品書(写)又は請求書(写)</u> ● 納品日・メーカー名、名称・型式、品番、ソフトのバージョン等が確認できること。	1*	無
3	<u>スキャンツールの写真</u> ● 事業場に設置したスキャンツールが確認できる写真(スキャンツール本体及びシリアル番号が確認でき、補助対象事業場の名称を確認できる名刺、認証書等とあわせて撮影)を事業場・機器毎に各1枚以上。(P52 参照) ● FAX送付等も可とするが、写真が不鮮明な場合は電子メール添付や郵送での再提出を求める場合がある。	1*	無
4	<u>振込口座事前連絡書</u> ● 振込口座事前連絡書の様式については、交付決定時に通知するとともに、補助事業のホームページに掲載する。	1	有

\*複数事業場・複数台数を申請した場合は、事業場・対象機器毎に各1以上。

・上記の No.1～No.3は、各事業場・対象機器毎に確認できる書類であること。

## 2. 実績報告

### 1) 実績報告の方法

- 事業完了年月日から起算して30日以内又は令和4年1月14日(金)のいずれか早い日までに補助事業実績報告書(様式第9、別紙(収支明細表))、振込明細書(写)を提出すること。
  - 当該補助事業において、導入した補助対象機器の取得単価が50万円以上(消費税額を除く)の場合のみ取得財産等管理明細表(様式第15)を提出すること(補助対象機器の取得単価が50万円未満の場合は提出不要)。
  - 実績データとして実施状況報告(総括表)及び診断データを提出すること。
    - 振込明細書(写)は、中間報告時に提出済みの場合は提出不要。
    - 事業完了年月日は、実績データを全て取得かつ対象機器の支払いを完了した日を事業完了年月日とする。なお、複数事業場での申請の場合は、全ての事業場において完了した日を事業完了年月日とする。
  - 令和4年1月14日(金)必着
  - 送付方法:原則、電子メール添付による提出とする。
- ※郵送の場合の注意
- ・すべての提出書類の電子データを記録媒体(CD-Rやメモリーカード等)に保存、または印刷して送付する。この場合、記録媒体の返却は行わない。
  - ・書類受理の問い合わせには応じない。(簡易書留推奨)

### 2) 実績報告時の提出書類一覧

No.	提出書類	部数	書類様式
1	補助事業実績報告書(様式第9)	1	有
2	収支明細表(様式第9別紙)	1	有
3	実施状況報告(総括表) ● Microsoft Excel 形式にて入力・提出すること。 ※各事業場、対象機器毎に提出	1*	有
4	診断データ ● スキャンツールから出力されたデータを標準形式(Microsoft Excel、CSV、テキストまたはPDF形式(文字の取り出しが可能な形式))で保存し、提出すること。 ※各事業場、対象機器毎に提出	1*	無
5	取得財産等管理明細表(様式第15) ※該当する事業者のみ	(1)	有

※複数事業場・複数台数を申請した場合は、事業場・対象機器毎に各1以上。

・書類様式「有」については、補助事業のホームページよりダウンロードすること。

■添付資料

No.	提出書類	部数	書類 様式
1	<p><u>振込明細書(写)</u></p> <p>●導入したスキャンツールの支払いの証明として、金融機関による振込明細書のコピーを提出。  <u>※中間報告時に提出済みの場合は提出不要</u></p>	1*	無

※複数事業場・複数台数を申請した場合は、事業場・対象機器毎に各1以上。

## V. 申請書類等の様式・記入時の注意

---



## 1. 補助金交付申請書類等様式・記入時の注意

補助金交付申請書等(以下「申請書等」という)への記入等にあたっては、次の事項に注意すること。

### 1) 申請書等様式

様式は補助事業のホームページからダウンロードした様式(Microsoft Excel 形式又は PDF)を基に作成すること。

### 2) 申請書等への記入

申請書等の右上端には書類を作成した日を必ず記入すること。

- 「第一号」は申請者の社内で作成した書類等に付される文書管理上の番号であり、文書番号を付さない場合は記入不要。
- 補助事業者(申請者)の住所、法人名、代表者名等については、下記に留意すること。
  - 住所:申請者の住所を都道府県から入力すること。また、複数の事業場や営業所を所有する法人等においては代表者が所在する住所を記入すること。
  - 住所の表記:住所の丁目、番地、号等は「-(ハイフン)」による略式表記で記入すること。  
例)東京都千代田区錦町3丁目18番地 寿ビル9階の場合、「東京都千代田区錦町3-18 寿ビル9階(9Fでも可)」と記入すること。
  - 法人名:法人による申請の場合、正式な法人名を記入すること。
  - 代表者名:代表者の役職及び氏名を正確に記入すること。また、役職はすべての書類で統一して記入すること。
- 提出した全ての申請書類について電子データを保管しておくこと。

### 3) 押印不要の処置について

- 原則として申請書類への押印は不要とする。ただし、申請者自身からの送信であることを確認するため、以下の運用とする。
  - 電子メール添付による提出とする。(電子メールは申請担当者が使用するメールアドレスからの送信)
  - 申請担当者の証明書類(申請書に記載された担当者の名刺の PDF 等)の添付を必須とする。

※電子メール送付が難しい場合に限り郵送可(持参・宅配便等は不可)。

その場合でも申請担当者の証明書類は必須とする。

※郵送で申請書類を提出する場合は、全て片面印刷とすること。

## 2. 補助金交付申請書（様式第1）

(様式第1)

① 第 号  
令和3年 ○月 ○日パシフィックコンサルタンツ株式会社  
首都圏本社 本社長 殿② 申請者 住所 東京都千代田区神田錦町○-○-○  
法人名（個人事業主の場合は商号・屋号等）  
○○○自動車株式会社  
代表者名 代表取締役 スキャン 太郎

③ 令和3年度AI・IoT等を活用した更なる輸送効率化推進事業費補助金（ビッグデータを活用した効率的かつ適切な自動車整備による使用過程車の省エネ性能維持推進事業）補助金交付申請書

AI・IoT等を活用した更なる輸送効率化推進事業費補助金（ビッグデータを活用した効率的かつ適切な自動車整備による使用過程車の省エネ性能維持推進事業）交付規程第4条の規定に基づき、下記のとおり経済産業省からのAI・IoT等を活用した更なる輸送効率化推進事業費補助金（新技術を用いたサプライチェーン全体の輸送効率化推進事業、トラック輸送の省エネ化推進事業及びビッグデータを活用した効率的かつ適切な自動車整備による使用過程車の省エネ性能維持推進事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金の交付を申請します。

記

- ④ 1. 補助事業の名称 ○○○自動車株式会社のスキャンツール導入事業
- ⑤ 2. 補助金交付申請額  
 (1) 補助事業に要する経費の総額 1,000,000円  
 (2) 補助対象経費の総額 900,000円
3. 補助事業に要する経費、補助対象経費、補助金の額及び補助対象スキャンツールの型式等（別紙による）
4. 補助事業の開始及び完了予定年月日  
 (1) 開始年月日 交付決定年月日  
 (2) 完了予定年月日 令和3年 ○月 ○日

- ⑥ (注) 申請書には、次の事項を記載した書面を添付すること。  
 (1) 補助対象事業者であることを証する地方運輸局長等が交付した認証書（写）又は指定書（写）若しくは認定書（写）、また、自動車整備士を該当施設に配置されている場合は、地方運輸局長等が交付した整備士合格証明書（写）若しくは整備士手帳（写）であって、補助対象設備を設置する事業場のもの。  
 (2) 補助事業に要する経費の見積書（対象機器のメーカー名・名称・型式・品番・ソフトのバージョンが明記されているもので、補助対象経費・対象外経費が明確に区分されているもの。消費税別表示であること。）  
 (3) 法人にあっては役員名簿、個人事業者にあっては申請者情報（別紙2）  
 (4) その他PCKKが指示する書面等  
 (備考) 用紙は、日本産業規格A4とし、縦位置とする。

### 補助金交付申請書（様式第1）記入時の注意

- ① 「第一号」…社内において経理上の書類で番号管理されている場合にのみ記入する。  
番号管理がない場合は記入不要。  
「年月日」…書類の作成日を記入する。
- ② 「住所」…会社所在地(個人事業主の場合は自宅の住所)を記入する。  
●【例】東京都千代田区神田錦町〇-〇-〇⇒都道府県から記入する。
- 「法人名(個人事業主の場合は商号・屋号等)」…以下に注意する。
- 法人名は、略称ではなく総称で記入すること。  
【例】〇〇〇自動車(株)⇒不可 〇〇〇自動車株式会社⇒可
  - 押印は不要とする。
- ③ 当該事業を実施する年度(今年度)を記入する。
- ④ 申請する補助事業者の法人名(個人事業主の場合は代表者名)に「のスキャンツール導入事業」を加えて補助事業の名称とする。  
【例】〇〇〇自動車株式会社のスキャンツール導入事業  
(個人事業主の場合は、上記の「〇〇〇自動車株式会社」の部分に代表者名を記入)
- ⑤ 2.(1)補助事業に要する経費:当該事業において補助対象外を含む全ての経費。  
(2)補助対象経費:補助対象設備とするスキャンツールの金額。
  - 消費税を含まない金額を記入する。
3. <様式第1別紙>により報告
4. 完了予定年月日:実績データを全て取得かつ対象機器の支払いを完了する予定期を想定し、記入する。P12「II.1.スケジュール」を参照し、補助事業の計画を立てること。
- 複数事業場で申請の場合、完了予定年月日はデータ取得及び支払完了が最も遅い事業場の日付を想定し、記入すること。
  - 完了予定年月日は、事業完了期限(令和4年1月14日)以前の日付であること。
- ⑥添付書類については、P20「III.1.5) 申請時の提出書類一覧」を参照すること。
- (1)認証書、指定書、認定書、自動車整備士である証明(配置の証明含む)のうち、いずれかの写し(画像も可)を添付すること。万が一紛失した場合、印字が薄くなってしまっているなど読み取りが困難な場合は、速やかにPCKKまで連絡すること。
- (2)見積書:補助対象機器の詳細が表記されていること。詳細は、P21「III.1.5) 申請時の提出書類一覧」を参照。

#### 【郵送の場合の注意】

書類送付前に必ずコピーをとって保管すること。

### 3. 補助金交付申請書（様式第1）一別紙

(別紙)

#### 【補助対象スキャンツールを設置する事業場】

①	事業場	A	B	C			
		認証・指定 ・認定番号 または、整備士 合格証書番号	設備を設置する 事業場名	所在地（現住所）			
	事業場 1	仙0000号	○○○自動車 仙台整備工場	〒xxx-xxxx 宮城県仙台市○○町○-○-○			
	事業場 2	札0000号	○○○自動車 札幌整備工場	〒xxx-xxxx 北海道札幌市○○町○-○-○			
	事業場 3	第0000号	○○○自動車 青森整備工場	〒xxx-xxxx 青森県青森市○○町○-○-○			

#### 【補助対象スキャンツールの型式等】

②	事業場	メーカー名/コード		名称・型式/コード		品番/コード		ソフトウェア名/コード	
		事業場 1	△△オートツール	X	XST○○	B	1000-002	3	—
	事業場 1	△△オートツール	X	XST○○	B	1000-002	3	—	—
	事業場 2	○○電子機器	Z	□□□スキャンツール	A	ABC01S	1	S	a
	事業場 3	○○電子機器	Z	□□□スキャンツール	A	ABC01S	1	S	a

(注) 【補助対象機器一覧】に記載の無い機器については、製造・販売事業者の会社概要及び当該スキャンツールの型式等が補助対象機器等であることが確認できるカタログ等を添付すること。

#### 【補助事業に要する経費、補助対象経費、補助金の額】

(単位：円)

③	内訳	補助事業に 要する経費		補助率	補助金の額
		事業場 1	640,000		
	事業場 2	180,000		1／3以内	60,000
	事業場 3	180,000		1／3以内	60,000
	合計	1,000,000		900,000	270,000

(注)

- (1) 補助事業に要する経費、補助対象経費、補助金の額には消費税相当分の金額は含まないこと。
- (2) 補助対象経費を補助率で乗じた額が15万円を下回る場合の補助金の額欄に記載する金額は、1,000円未満を切り捨てた額とする。
- (3) 補助対象経費を補助率で乗じた額が15万円を超える場合の補助金の額欄に記載する金額は、150,000円とする。

#### 【本交付申請書に係る質問等連絡先及び担当者名】

④	担当部署及び役職	担当者名	電話、FAX及びE-mail
	○○○自動車株式会社 仙台整備工場 整備課 係長	スキャン 五郎	(電話) 00-0000-0000 (FAX) 00-0000-0000 (E-mail) xxx@xx.xx

#### 【通知書等返送先宛名】

⑤	住所（申請者と異なる場合のみ記入）		
	法人名	担当部署及び役職	担当者名
	○○○自動車株式会社 仙台整備工場	整備課 係長	スキャン 五郎

## 補助金交付申請書（様式第1）一別紙 記入時の注意

・下記①～③について、複数事業場・複数台数を申請する場合は、事業場別・機器別記入欄を記入例に示すように適宜追加して記入すること。

- ① 申請事業場毎の認証書等の番号や事業場名称、所在地を記入する。
  - Ⓐ事業場毎の認証書、指定書、認定書または自動車整備士技能検定合格証明書、自動車整備技能者手帳(整備士手帳)のいずれかひとつの番号を記入する。
  - Ⓑスキャンツールを活用し設備を設置する事業場名称を事業場毎に記入する。
  - Ⓒ設置する各事業場の所在地を記入する。(都道府県から正確に記入する。)

※【補助対象スキャンツールを設置する事業場】の名称や所在地等が証明書類等と異なる場合には、変更内容及びその時期を自由様式にて提出すること。
- ② スキャンツールのメーカー名、名称、型式、品番等及びコード等の記入については補助事業のホームページにて公表する『補助対象機器一覧』を参照すること。

### 補助対象機器一覧：

交付申請時の コード番号				メーカー名				○○電子機器		
メー カ ー 名	名 称 ・ 型 式	品 番	ソフ トウェ アの品番	構成				・スキャンツール用ソフトウェアの構成は、以下のとあります。 ●:ソフトウェアは付属されているため、別売ソフトウェアの購入が必要となる。 ○:ソフトウェアは付属されていないため、別売ソフトウェアの購入が必要となる。 ・形態欄は以下のとあります。(汎用タブレット等は、故障診断目的で購入する場合のみ補助対象経費に計上可(形態③に限る。)) ①:車両と直接接続するスキャンツールで、②と③以外のもの(汎用タブレット等の購入は不要) ②:車両と通信インターフェースを介して接続し、タブレット等とセットで販売されているもの(汎用タブレット等の購入は不要) ③:車両と通信インターフェースを介して接続し、ユーザー自身で用意する汎用タブレット等と組み合わせて使用するもの		
				P C 用	本 体 ソ フ ト ウ エ ア	ソ フ ト ウ エ ア	対象スキャンツール	スキャンツール本体用ソフトウェア・PC用ソフトウェア		
Z	A	1	-	<input type="radio"/> 口ロロスキャンツール	<input type="radio"/> ABC01S	③	スキャンツール ソフトウェア	SOFT01	-	PDF

記入例：				
	メーカー名/コード	名称・型式/コード	品番/コード	バージョンコード
事業場2	○○電子機器	Z	口ロロスキャンツール	A
			ABC01S	1
			-	-

- メーカー名、名称・型式、品番、ソフトのバージョンを記入する。各コード欄には、補助対象機器一覧の左側に記載された「交付申請時のコード番号」の列を記入する。
  - 補助対象機器一覧掲載の他のスキャンツールと区別を明確にするため、ソフトのバージョンがない場合であっても必ず「-」(ハイフン)を記入する。
- ③ 事業場毎の各経費及び合計を記入する。  
※補助事業に要する経費・補助対象経費・補助金の額の記入欄下の(注)(1)～(3)の記入方法を確認すること。
  - ④ 本事業に関するPCKKからの問い合わせに対応できる担当者名・連絡先を記入する。申請が複数事業場の場合でも、1名の担当者を記入する。
  - ⑤ 電子メールアドレスが無い等、通知書等の郵送を希望する場合のみ記入。  
(電子メール添付での申請の場合は記入不要)

## 4. 補助金交付申請書（様式第1）－別紙2

(別紙2)

① 令和3年 ○月 ○日

役員名簿（個人事業主の場合は申請者情報）

②

法人名（個人事業主の場合は商号・屋号等）

○○○自動車株式会社

役職名	氏名 漢字	氏名 カナ	生年月日				性別
			和暦	年	月	日	
代表取締役	スキャン 太郎	スキャン タロウ	S	30	3	4	M
取締役	東京 一郎	トウキョウ イチロウ	S	40	1	1	M
取締役	関東 花子	カントウ ハナコ	S	45	12	24	F

(注) 役員名簿については、氏名カナ（全角、姓と名の間も全角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で1マス空け）、生年月日（全角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁全角）、性別（全角で男性はM、女性はF）、法人名（個人事業主の場合は商号・屋号等）及び役職名を記載する。

また、外国人については、氏名漢字欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

## 補助金交付申請書（様式第1）一別紙2 記入時の注意

- ① 「年月日」…書類の作成日を記入する。
- ② 役員名簿(個人事業主の場合は申請者情報)  
法人名は、略称ではなく総称で記入すること。  
【例】〇〇〇自動車(株)⇒不可 〇〇〇自動車株式会社⇒可
  - 法人においては役職を記入する。(個人事業主の場合は、記入不要。)
  - 各項目(氏名漢字、氏名カナ、生年月日、性別)漏れなく記入する。



## 5. 補助事業計画変更承認申請書（様式第4）

(様式第4)

① 第 号  
令和〇年〇月〇日

パシフィックコンサルタンツ株式会社

首都圏本社 本社長 殿

② 補助事業者 住所 東京都千代田区神田錦町〇-〇-〇  
 法人名（個人事業主の場合は商号・屋号等）  
 ○〇〇自動車株式会社  
 代表者名 代表取締役 スキャン 太郎

③ 令和3年度AI・IoT等を活用した更なる輸送効率化推進事業費補助金（ビッグデータを活用した効率的かつ適切な自動車整備による使用過程車の省エネ性能維持推進事業）補助事業計画変更承認申請書

下記3をもって交付決定のあった経済産業省からのAI・IoT等を活用した更なる輸送効率化推進事業費補助金（新技術を用いたサプライチェーン全体の輸送効率化推進事業、トラック輸送の省エネ化推進事業及びビッグデータを活用した効率的かつ適切な自動車整備による使用過程車の省エネ性能維持推進事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る上記補助事業計画を下記のとおり変更したいので、AI・IoT等を活用した更なる輸送効率化推進事業費補助金（ビッグデータを活用した効率的かつ適切な自動車整備による使用過程車の省エネ性能維持推進事業）交付規程第11条第1項の規定に基づき、承認を申請します。

記

④ 1. 補助事業の名称 ○〇〇自動車株式会社のスキャンツール導入事業

⑤ 2. 対象となる事業場の名称（事業場1：○〇〇自動車仙台整備工場）  
 （事業場2：○〇〇自動車札幌整備工場）  
 （事業場3：○〇〇自動車青森整備工場）

⑥ 3. 交付決定番号及び交付決定年月日  
 交付決定番号 第 12345 号  
 交付決定年月日 令和3年〇月〇日

⑦ 4. 変更の内容（事業場1：△△オートツールの製品⇒○○電子機器に変更）  
 （事業場2：○○電子機器の製品⇒○○電子機器に変更）  
 （事業場3：変更なし）

5. 変更の理由（事業場1：対象機器が在庫切れで他社製品に変更のため）  
 （事業場2：事業場1の変更に伴い社内全体で見直し）  
 （事業場3：変更なし）

⑧ 6. 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額  
 （別紙による）  
 （注）

- (1) 中止又は廃止若しくは承継に当たって中止又は廃止若しくは承継後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。
- (2) 承継に当たっては、承継に関する当事者の契約書の写し、承継者の経歴及び状況を示す事業概要書及び承継する補助事業の責任ある遂行に関する承継者の誓約書を添付すること。

（備考）用紙は、日本産業規格A4とし、縦位置とする。

### 補助事業計画変更承認申請書（様式第4）記入時の注意

- ・下記⑤⑦⑧について、複数事業場の申請のため事業場別記入欄が足りない場合は、前項記入例に示すように記入欄を適宜追加して記入すること。

- ① 「第一号」…社内において経理上の書類で番号管理されている場合は記入する。  
番号管理がない場合は記入不要。  
「年月日」…書類の作成日を記入する。
- ② 「住所」…会社所在地(個人事業主の場合は自宅の住所)を記入する。
  - 【例】東京都千代田区神田錦町○-○-○⇒都道府県から記入する。
  - 「法人名(個人事業主の場合は商号・屋号等)」…以下に注意すること。
    - 法人名は、略称ではなく総称で記入すること。  
【例】〇〇〇自動車(株)⇒不可 〇〇〇自動車株式会社⇒可
    - 押印は不要とする。
- ③ 当該事業を実施する年度(今年度)を記入する。
- ④ 申請する補助事業者の法人名(個人事業主の場合は代表者名)に「のスキャンツール導入事業」を加えて補助事業の名称とする。  
【例】〇〇〇自動車株式会社のスキャンツール導入事業  
(個人事業主の場合は、上記の「〇〇〇自動車株式会社」の部分に代表者名を記入)
- ⑤ 2. 対象となる事業場の名称:複数事業場のうち一部の事業場の変更の場合も、全ての事業場分の名称を記入する。

【例】 事業場 1:〇〇〇自動車 仙台整備工場  
事業場 2:〇〇〇自動車 札幌整備工場  
事業場 3:〇〇〇自動車 青森整備工場
- ⑥ 交付決定通知書に記載された交付決定年月日及び交付決定番号を記入する。
- ⑦ 対象事業場の欄に変更の内容及び理由を記入する。
- ⑧ 様式第4別紙に記入する。

#### 【郵送の場合の注意】

書類送付前に必ずコピーをとって保管すること。

## 6. 補助事業計画変更承認申請書（様式第4）一別紙

(別紙)

①

変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額

(単位：円)

事業場	Ⓐ補助事業に要する経費			Ⓑ補助対象経費			補助率	Ⓒ補助金の額		
	交付申請額	変更差額	変更後の金額	交付申請額	変更差額	変更後の金額		交付申請額	変更差額	変更後の金額
事業場1	640,000	▲430,000	210,000	540,000	▲330,000	210,000	1/3	150,000	▲80,000	70,000
事業場2	180,000	210,000	390,000	180,000	210,000	390,000	1/3	60,000	0	60,000
事業場3	180,000	0	180,000	180,000	0	180,000	1/3	60,000	0	60,000
合計	1,000,000	▲220,000	780,000	900,000	▲120,000	780,000	1/3	270,000	▲80,000	190,000

(注)

- (1) 補助事業に要する経費、補助対象経費、補助金の額には消費税相当分の金額は含まないこと。
- (2) 補助対象経費を補助率で乗じた額が15万円を下回る場合の補助金の額欄に記載する金額は、1,000円未満を切り捨てた額とする。
- (3) 補助対象経費を補助率で乗じた額が15万円を超える場合の補助金の額欄に記載する金額は、150,000円とする。

②

## 【本補助事業計画変更承認申請に係る連絡先】

担当部署及び役職	担当者名	電話、FAX及びE-mail
○○○自動車株式会社 仙台整備工場 整備課 係長	スキン 五郎	(電話) 00-0000-0000 (FAX) 00-0000-0000 (E-mail) xxx@xx.xx

(備考) 用紙は、日本産業規格A4とし、縦位置とする。

## 補助事業計画変更承認申請書（様式第4）一別紙 記入時の注意

- ・下記①について、複数事業場の申請のため事業場別記入欄が足りない場合は、前項記入例に示すように記入欄を適宜追加して記入すること。

### ① Ⓐ補助事業に要する経費

下記の「Ⓑ補助対象経費」の記入に準ずる。

#### Ⓑ補助対象経費

記入例では、事業場1:540,000円、事業場2:180,000円、事業場3:180,000円で申請していたが、事業場1:210,000円、事業場2:390,000円に金額を変更する場合を示す。

事業場1:申請額:540,000円 変更差額:▲330,000円

変更後の金額 :210,000円と記入

事業場2:申請額:180,000円 変更差額:+210,000円

変更後の金額 :390,000円と記入

事業場3:申請額:180,000円 変更差額:±0円

変更後の金額 :180,000円と記入

#### Ⓒ補助金の額

補助対象経費(Ⓑ列)の1／3の金額を事業場毎に計算し記入する。

- 記入例においては変更後の全事業場合計額は減少しているが、交付決定後に**対象機器の購入金額が高くなつても、交付決定通知書（様式第2）の金額を上回る補助金を受けることはできない。**
  - 補助対象機器の変更等、事業内容の変更がある場合には、事前にPCKKに速やかに報告し、指示を受けること。所定の様式による変更申請等が必要とされた場合には速やかにPCKKに提出すること。
- ② 本事業に関するPCKKからの問い合わせに**対応できる担当部署及び役職、担当者名・連絡先**を記入する。申請した事業場が複数の場合でも、1名の担当者を記入する。

## 7. 補助事業実績報告書（様式第9）

(様式第9)

① 第 号  
令和〇年〇月〇日パシフィックコンサルタンツ株式会社  
首都圏本社 本社長 殿補助事業者 住所 東京都千代田区神田錦町〇-〇-〇  
法人名（個人事業主の場合は商号・屋号等）  
② ○○○自動車株式会社  
代表者名 代表取締役 スキャン 太郎

- ③ 令和3年度AI・IoT等を活用した更なる輸送効率化推進事業費補助金（ビッグデータを活用した効率的かつ適切な自動車整備による使用過程車の省エネ性能維持推進事業）補助事業実績報告書

下記2をもって交付決定のあった経済産業省からのAI・IoT等を活用した更なる輸送効率化推進事業費補助金（新技術を用いたサプライチェーン全体の輸送効率化推進事業、トラック輸送の省エネ化推進事業及びビッグデータを活用した効率的かつ適切な自動車整備による使用過程車の省エネ性能維持推進事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る上記補助事業が完了しましたので、AI・IoT等を活用した更なる輸送効率化推進事業費補助金（ビッグデータを活用した効率的かつ適切な自動車整備による使用過程車の省エネ性能維持推進事業）交付規程第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- ④ 1. 実施した補助事業  
 (1) 補助事業の名称 ○○○自動車株式会社のスキャンツール導入事業  
 (2) 補助事業の報告 實施状況報告（総括表）による  
 (注) 實施状況報告（総括表）は、PCKKがHPにて別途指示するもの。

- ⑤ 2. 補助金の交付決定番号、交付決定年月日及び交付決定額  
 (1) 交付決定番号 第 12345 号  
 (2) 交付決定年月日 令和3年〇月〇日  
 (3) 補助金の交付決定額 金 270,000円

- ⑥ 3. 補助対象経費の実績額及び事業完了年月日  
 (1) 補助対象経費の実績額の総額 金 900,000円  
 (2) 事業完了年月日 令和〇年〇月〇日

- ⑦ 4. 補助事業の収支決算  
 (別紙による)  
 (注) 報告書には、次の書面等を添付すること。  
 (1) 支払領收証書（写し）  
 (2) その他PCKKがHPにて指示する書面等

## 【本補助事業実績報告に係る連絡先】

担当部署及び役職	担当者名	電話、FAX及びE-mail
○○自動車株式会社 仙台整備工場 整備課 係長	スキャン 五郎	(電話) 00-0000-0000 (FAX) 00-0000-0000 (E-mail) xxx@xx.xx

## 【通知書等送付先宛名】

住所（申請者と異なる場合のみ記入） 〒xxx-xxxx 宮城県仙台市町〇-〇-〇
---

(備考) 用紙は、日本産業規格A4とし、縦位置とする。

## 補助事業実績報告書(様式第9) 記入時の注意

- ① 「第 号」…社内において経理上の書類で番号管理されている場合は記入する。  
番号管理がない場合は記入不要。  
「年月日」…書類の作成日を記入する。
- ② 「住所」…会社所在地(個人事業主の場合は自宅の住所)を記入する。
  - 【例】東京都千代田区神田錦町○-○-○⇒都道府県から記入する。  
「法人名(個人事業主の場合は商号・屋号等)」…以下に注意すること。
  - 法人名は、略称ではなく総称で記入すること。  
【例】○○○自動車(株)⇒不可 ○○○自動車株式会社⇒可
  - 押印は不要とする。
- ③ 当該事業を実施する年度(今年度)を記入する。
- ④ 申請される補助事業者の法人名(個人事業主の場合は代表者名)に「のスキャンツール導入事業」を加えて補助事業の名称とする。  
【例】○○○自動車株式会社のスキャンツール導入事業  
(個人事業主の場合は、上記の「○○○自動車株式会社」の部分に代表者名を記入)
- ⑤ (1)、(2)、(3)それぞれ交付決定通知書(様式第2)の内容を記入する。  
※計画変更をした場合は、変更後の交付決定額を記入すること。
- ⑥ (1)補助対象経費の実績額の総額:全ての事業場の金額の総額を記入する。  
※消費税額と振込手数料を除いた金額。  
(2)事業完了年月日:実績データを全て取得した日かつ対象機器の支払いを完了した日付を記入する。複数事業場の申請の場合は、完了が最も遅い事業場の事業完了年月日を記入する。

### 【注意】事業完了期限までにDTCが検出されない場合等について

複数事業場のうち一部又は全ての事業場の事業が完了せず、実績データを令和4年1月14日(金)までに提出できない場合であっても、必ず令和4年1月14日(金)までに事業完了年月日を記入していない様式第9、別紙(収支明細表)を提出すること。

その後、全ての事業場とも完了した時点で、補助事業実施状況報告書(様式第7)と実施状況報告(総括表)及び診断データを全ての事業場分まとめて提出すること。

(P47 V.10.様式第7記入時の注意参照)

- ⑦ 様式第9別紙に記入する。
- ⑧ 本事業に関するPCKKからの問い合わせに対応できる担当者名・連絡先を記入する。申請が複数事業場の場合でも、1名の担当者を記入する。
- ⑨ PCKKからの通知書等の返信先を記入する。

### 【郵送の場合の注意】

書類送付前に必ずコピーをとって保管すること。

## 8. 補助事業実績報告書（様式第9）－別紙（収支明細表）

(別紙)

収支明細表

(単位：円)

交付決定額 及び 決算額 補助対象 経費の区分	交付決定額	
	補助対象経費 Ⓐ	補助金の額 Ⓑ
設備費（内訳）	900,000	270,000
事業場1	540,000	150,000
事業場2	180,000	60,000
事業場3	180,000	60,000
合計	900,000	270,000

(単位：円)

決算額 支出	備考			
	補助対象経費 の実績額 Ⓒ	補助対象 経費 Ⓓ	補助率 Ⓔ	補助金の額 Ⓕ
	設備費（内訳）	900,000	900,000	
事業場1	540,000	540,000	1／3	150,000
事業場2	180,000	180,000	1／3	60,000
事業場3	180,000	180,000	1／3	60,000
合計	900,000	900,000		270,000

### 補助事業実績報告書(様式第9)－別紙(収支明細表) 記入時の注意

- ・収支明細表における補助対象経費の区分は事業場別に記入すること。

申請額から実績額(実際に支払った額)に変更がある場合を例として示している。

申請時の金額から購入額に変更があった場合の例(※値引き等)

	Ⓐ申請額	Ⓑ実際の購入額	Ⓓ補助対象の金額 ※ⒶとⒷの金額が 低い方	変更パターン
事業場1	183,000円	182,000円	182,000円	1,000円値引きのケース
事業場2	183,000円	203,000円	183,000円	20,000円高い機器 を購入したケース
事業場3	183,000円	183,000円	183,000円	変更なしのケース

- Ⓐ: 交付決定通知書(様式第2)に記載された補助対象経費の額  
 ⇒補助対象経費の内訳(事業場ごと)や合計金額も記載すること。  
 ※計画変更した場合は、変更後の金額を記載する。
- Ⓑ: 交付決定通知書(様式第2)に記載された補助金の額  
 ⇒補助金の額の内訳(事業場ごと)や合計金額も記載すること。  
 ※計画変更した場合は、変更後の金額を記載する。
- Ⓒ: 実際に支払った補助対象経費の額  
 ⇒実際支払った補助対象経費の内訳(事業場ごと)や合計金額も記載すること。  
 ※消費税額と振込手数料を除いた金額。
- Ⓓ: ⒶとⒸの事業場ごとの補助対象経費のいずれか低い方の補助対象経費の額  
 ⇒補助対象経費の内訳(事業場ごと)や合計金額も記載すること。  
 ※ⒶとⒸが同額(交付決定額と実績額(実際に支払った額)に変更なし)であった場合はⒹにはⒶの金額を記入する。
- Ⓔ: 補助率1／3  
 ⇒事業場ごとに補助率1／3を記載すること。
- Ⓕ: Ⓑの事業場ごとの1／3の補助金の額(1,000円未満は切り捨て)  
 ⇒補助金の額の内訳(事業場ごと)や合計金額も記載すること。

## 9. 実施状況報告（総括表）

## 実施状況報告（総括表）

※複数の事業場・対象機器を申請した場合は、各事業場・対象機器毎に入力すること。

## 1. 補助事業者情報

①	交付決定番号	12345										
	補助事業者名	○○○自動車株式会社										
	事業場名	○○○自動車 仙台整備工場										
	事業場の分類	<input type="radio"/> ディーラー系整備工場					<input checked="" type="radio"/> 一般整備工場	<input type="radio"/> その他				
検証期間	開始	令和 3 年 10 月 10 日	スキャンツールを使用した車両台数	32	台							
	終了	令和 3 年 11 月 28 日	うちDTCが検出されなかった車両台数	27	台							
	検証日数	50 日	検証台数	32	台							

※上記の検証期間とスキャンツールを使用した車両台数は、15日以上または車両20台以上を検証し、かつ1件以上のDTCが検出された結果であること。

検証日数・台数は、自動算出のため記入不要

※検証期間内に得られた全ての車両の診断結果等(スキャンツールから出力されたデータであって、下記に掲げる①から④の項目を含むものに限る。)を標準形式(Microsoft Excel、CSV、テキストまたはPDF形式(文字の取り出しが可能な形式))で保存し、提出すること。

※機器の設定・操作不足により記録できていないことが無いよう、取扱方法を必ず確認してから検証を実施すること。

- ①車両を診断した年月日
- ②診断した車両の車両番号(ナンバー)または車台番号  
【例】品川 566 さ 20-18(地域名・分類番号・平仮名等・一連指定番号)
- ③診断した車両の型式  
【例】ABA-MF16S(排ガス規制識別番号+メーカー記号)
- ④診断した車両においてDTC(故障コード)が検出された場合のDTC及びその定義  
【例】DTC:P0141 定義:O<sub>2</sub>センサーヒーター回路

## 2. 使用したスキャンツールの型式等

②	メー カー 名	( X )	△△オートツール
	名称・型式	( B )	XSTOO
	品 番	( 3 )	1000-002
	ソフトのバージョン	( - )	- (-)

※( )内に「補助対象機器一覧」に示されたコード番号を入力すること。

## 3. 診断データの提出形式(下記○のいずれかであるかクリックして選択すること)

- Microsoft Excel
- CSV
- テキスト
- PDF形式(文字の取り出しが可能な形式)

## 実施状況報告（スキャンツールの使用実施状況）（総括表）入力時の注意

※各事業場・対象機器毎に入力し、まとめて提出すること。

### ① 補助事業者情報

(1)交付決定番号:交付決定通知書(様式第2)に記載された交付決定番号を入力する。

(2)補助事業者名:法人名(個人事業主の場合は代表者名)

- 法人名は、略称ではなく総称で記入すること。

【例】○○○自動車(株)⇒不可 ○○○自動車株式会社⇒可

(3)事業場名:複数箇所の事業場での申請の際は、「総括表」ファイルをコピーし、各事業場の名称を入力する。

(4)事業場の分類:選択肢のうちどれか1つを選択する。

(5)検証期間:スキャンツールの稼動を開始した日及び検証の終了日を入力する。

(6)スキャンツールを使用した車両台数:DTCの有無にかかわらず検証した車両の台数を入力する。そのうちDTCが検出されなかった台数も入力する。

- 提出するデータは検証期間にスキャンツールを使用した全ての車両の診断データとする。

- なお、15日以上または車両20台以上を検証し、かつ1件以上のDTCが検出されていること。

- 期間内に得られた全ての車両の診断結果等のデータ(スキャンツールから出力されたデータであって、P3「I.5.1)(エ)データ出力要件」または P7「I.9.2)診断データ」に掲げる①から④の項目を含むものに限る)が検出されている報告であること。

- DTCの検出がゼロの報告は不可。事業完了期限までにDTCが検出されない場合は、P41「【注意】事業完了期限までにDTCが検出されない場合等について」を参照すること。

### ② 使用したスキャンツールの型式等

補助事業のホームページに掲載の『補助対象機器一覧』を確認して入力する。

#### 【注意】

- ・様式第1(又は様式第4)で申請した対象機器と異なる報告は認められない。
- ・計画の変更の希望がある場合は、いかなる理由であってもPCKKへ事前に連絡し、所定の様式にて報告すること。(P15「II.4.2)補助事業の計画変更等」参照)

### ③ 診断データの提出形式を選択

スキャンツールから出力されたデータを保存した標準形式(Microsoft Excel、CSV、テキストまたはPDF形式(文字の取り出しが可能な形式))を選択すること。(購入したスキャンツールにより出力可能な診断データのファイル形式については、補助事業のホームページに掲載の『補助対象機器一覧』を確認すること。)

## 10. 補助事業実施状況報告書（様式第7）

(様式第7)

① 第 号  
令和〇年〇月〇日

パシフィックコンサルタンツ株式会社

首都圏本社 本社長 殿

補助事業者 住所 東京都千代田区神田錦町〇-〇-〇

② 法人名（個人事業主の場合は商号・屋号等）  
〇〇〇自動車株式会社

代表者名 代表取締役 スキャン 太郎

- ③ 令和3年度AI・IoT等を活用した更なる輸送効率化推進事業費補助金（ビッグデータを活用した効率的かつ適切な自動車整備による使用過程車の省エネ性能維持推進事業）補助事業実施状況報告書

下記2をもって交付決定のあった経済産業省からのAI・IoT等を活用した更なる輸送効率化推進事業費補助金（新技術を用いたサプライチェーン全体の輸送効率化推進事業、トラック輸送の省エネ化推進事業及びビッグデータを活用した効率的かつ適切な自動車整備による使用過程車の省エネ性能維持推進事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る上記補助事業の実施状況について、AI・IoT等を活用した更なる輸送効率化推進事業費補助金（ビッグデータを活用した効率的かつ適切な自動車整備による使用過程車の省エネ性能維持推進事業）交付規程第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

## 記

- ④ 1. 補助事業の名称 〇〇〇自動車株式会社のスキャンツール導入事業  
2. 交付決定番号及び交付決定年月日  
⑤ 交付決定番号 第 12345 号  
⑥ 交付決定年月日 令和3年〇月〇日  
3. 事業場の名称 事業場1（〇〇〇自動車仙台整備工場）  
事業場2（〇〇〇自動車札幌整備工場）  
事業場3（〇〇〇自動車青森整備工場）  
⑦ 4. 補助事業の実施状況の概要  
令和3年11月にスキャンツール導入後すぐに検証を開始したが、青森整備工場においては事業完了予定期日までに車両36台に検証を行ったもののDTC検出は0台であった。そのため、所定の期日以降も検証を継続し、令和4年〇月〇日にDTC1件を検出できた。  
⑧ 5. 検証結果  
(1) 検証方法  
スキャンツールを車両に使用し、当該車両の型式、DTCデータ等を取得した。  
(2) 検証期間

事業場	検証開始日	検証完了日	完了済は チェック
事業場1	令和3年11月1日	令和3年〇月〇日	<input checked="" type="checkbox"/>
事業場2	令和3年11月1日	令和3年△月△日	<input checked="" type="checkbox"/>
事業場3	令和3年11月1日	令和4年△月△日	<input checked="" type="checkbox"/>

(3) 検証内容、データ

別添「実施状況報告（総括表）」及び「診断データ」による。

(注)

(1) 表等を横位置に記入するときは、表等の右側を上にすること。

(2) 説明上必要な資料を適宜添付すること。

(3) 検証内容、データについてはPCKKが別に定める実施状況報告（総括表）に記載して添付すること。

(備考) 用紙は、日本産業規格A4とし、縦位置とする。

### 実施状況報告書（様式第7）記入時の注意：

- ・実施状況報告（スキャンツールの使用実施状況）（総括表）とあわせて提出する。
- ・下記⑥⑧について、複数事業場の申請のため事業場別記入欄が足りない場合は、前項記入例に示すように記入欄を適宜追加して記入すること。

- ① 「第一号」…社内において経理上の書類で番号管理されている場合にのみ記入する。番号管理がない場合は記入不要。  
「年月日」…書類の作成日を記入する。
- ② 「住所」…会社所在地(個人事業主の場合は自宅の住所)を記入する。
  - 【例】東京都千代田区神田錦町○-○-○⇒都道府県から記入する。
 「法人名(個人事業主の場合は商号・屋号等)」…以下に注意すること。
  - 法人名は、略称ではなく総称で記入すること。  
【例】○○○自動車(株)⇒不可 ○○○自動車株式会社⇒可
  - 押印は不要とする。
- ③ 当該事業を実施する年度(今年度)を記入する。
- ④ 申請する補助事業者の法人名(個人であれば代表者名)に「のスキャンツール導入事業」を加えて補助事業の名称とする。  
【例】○○○自動車株式会社のスキャンツール導入事業  
(個人事業主の場合は、上記の「○○○自動車株式会社」の部分に代表者名を記入)
- ⑤ 交付決定通知書(様式第2)に記載された交付決定番号及び交付決定年月日を記入する。
- ⑥ 対象となる全ての事業場名称を記入する。
  - 複数事業場で申請している場合、既に検証が終了した事業場名称も記入する。
- ⑦ 補助事業の実施状況の概要  
様式第7で報告をすることとなった経緯を記入する。
- ⑧ (1)検証方法:P46 V.10.補助事業実施状況報告書(様式第7)の例を参考に記入。  
(2)検証期間:事業場毎に記入。  
(3)検証内容、データ:P46 V.10.補助事業実施状況報告書(様式第7)の例を参考に記入する。

【注意】検証完了については、以下の要件を満たしていること。

- ・各事業場・対象機器毎に15日以上または車両20台以上を検証し、かつ1件以上のDTCが検出されていること。
- ・期間内に得られた全ての車両の診断結果等のデータ(スキャンツールから出力されたデータであって、P3「I.5.1)(エ)データ出力要件」またはP7「I.9.2)診断データ」に掲げる①から④の項目を含むものに限る)を報告すること。

### 【郵送の場合の注意】

書類送付前に必ずコピーをとって保管すること。

## 11. 補助金精算払請求書（様式第12）

(様式第12)

① 第 号  
令和〇年 〇月 〇日

パシフィックコンサルタンツ株式会社  
首都圏本社 本社長 殿

補助事業者 住所 東京都千代田区神田錦町〇-〇-〇  
 ② 法人名（個人事業主の場合は商号・屋号等）  
 ○〇〇自動車株式会社  
 代表者名 代表取締役 スキャン 太郎

- ③ 令和3年度AI・IoT等を活用した更なる輸送効率化推進事業費補助金（ビッグデータを活用した効率的かつ適切な自動車整備による使用過程車の省エネ性能維持推進事業）補助金精算払請求書
- ④ 令和3年〇月〇日付第12345号をもって交付決定のあった経済産業省からのAI・IoT等を活用した更なる輸送効率化推進事業費補助金（新技術を用いたサプライチェーン全体の輸送効率化推進事業、トラック輸送の省エネ化推進事業及びビッグデータを活用した効率的かつ適切な自動車整備による使用過程車の省エネ性能維持推進事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金の精算払を受けたいので、AI・IoT等を活用した更なる輸送効率化推進事業費補助金（ビッグデータを活用した効率的かつ適切な自動車整備による使用過程車の省エネ性能維持推進事業）交付規程第18条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

⑤ 1. 補助事業の名称 ○〇〇自動車株式会社のスキャンツール導入事業

2. 補助金の額の確定番号及び確定年月日

額の確定番号 第 K12345 号  
確定年月日 令和〇年 〇月〇日

3. 精算払請求金額（算用数字を使用すること。）

金 260,000円

⑦ 4. 振込先

(フリガナ) 預金の名義	○〇〇ジドウシャ スキャン 太郎		
金融機関名	○〇銀行	支店名	△△支店
銀行コード	9999	支店コード	999
預金の種別	普通	口座番号	9999999

（注）金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義（フリガナ）は間違いないよう記入すること

⑧ 【本精算払請求に係る連絡先】

担当部署及び役職	担当者名	電話、FAX及びE-mail
○〇〇自動車株式会社 仙台整備工場 整備課 係長	スキャン 五郎	(電話) 00-0000-0000 (FAX) 00-0000-0000 (E-mail) xxx@xx.xx

（備考）用紙は、日本産業規格A4とし、縦位置とする。

### 補助金精算払請求書（様式第12）記入時の注意

- ① 「第 号」…社内において経理上の書類で番号管理されている場合にのみ記入する。  
番号管理がない場合は記入不要。  
「年月日」…書類の作成日を記入する。
- ② 「住所」…会社所在地(個人事業主の場合は自宅の住所)を記入する。  
●【例】東京都千代田区神田錦町○-○-○⇒都道府県から記入する。  
「法人名(個人事業主の場合は商号・屋号等)」…以下に注意すること。
  - 法人名は、略称ではなく総称で記入すること。  
【例】○○○自動車(株)⇒不可 ○○○自動車株式会社⇒可
  - 押印は不要とする。
- ③ 当該事業を実施する年度(今年度)を記入する。
- ④ 交付決定通知書(様式第2)に記載された交付決定番号及び交付決定年月日を記入する。
- ⑤ 申請される補助事業者の法人名(個人であれば代表者名)に「のスキャンツール導入事業」を加えて補助事業の名称とする。  
【例】○○○自動車株式会社のスキャンツール導入事業  
(個人事業主の場合は、上記の「○○○自動車株式会社」の部分に代表者名を記入)
- ⑥ 補助事業交付金額確定通知書(様式第11)に記載された額の確定番号、確定年月日、補助金額の確定額を記入する。
- ⑦ 金融機関によっては、「支店」ではない名称もあるため、正確に記入すること。
- ⑧ 本事業に関するPCKKからの問い合わせに対応できる担当者名・連絡先を記入する。申請が複数事業場の場合でも、1名の担当者を記入する。

#### 【郵送の場合の注意】

書類送付前に必ずコピーをとって保管すること。

## 12. 支払の証明書（振込明細書等）

原則、補助対象経費として認められる支払方法は以下に限る。

- ① 金融機関による振込
- ② 現金支払い
- ③ 小切手・支払手形(回し手形は不可)

※但し、現金化の証明等の支払いの事実を証明する資料を提出できること。

以下の場合は補助対象外になるため注意すること

- ① 対象機器の購入日又は納品日が交付決定年月日前であった場合
- ② 割賦、クレジットカードで支払い(個人)の場合
- ③ 口座引き落とし、回し手形で支払いの場合
- ④ 対象機器の支払いや小切手・支払手形の現金化期日が事業完了期限後の場合
- ⑤ 支払いの事実を証明する資料を提出できなかった場合

### ■金融機関及び、ネットバンキングでの振込

#### ● 金融機関での振込の場合

振込時に発行される振込明細のコピーを提出すること。

振込金額に当該事業以外の金額が含まれている場合においては、当該事業の振込内容が確認できる書類の提出を求めることがあるため留意すること。

#### ● ネットバンキングでの振込の場合

振込完了が確認できる画面を印刷し、提出すること。

受付完了画面等、手続きの取り消し可能な画面は不可。

- 販売店等に購入代金を金融機関へ振込む際に発生した振込手数料は補助対象外となる。また、振込手数料について振込先の販売店等が負担した場合は、補助対象経費の実績額から差し引いて報告すること。
- 振込の内容を確認するため、中間報告時には振込明細(写)に加えて、納品書(写)又は請求書(写)、スキャンツールの写真を事業場毎に添付すること。

## ■現金での支払いの場合

支払領収証書(写)の提出については、以下①から⑤及び支払領収証書の記載例を確認し留意すること。

### ①宛名:

- 補助事業者名の記載があること。
- 実施する事業場名が補助事業者名と異なる場合は、事業場名の記載もあること。
- 複数の事業場・対象機器で申請した場合、各事業場・対象機器毎の確認ができる支払領収証書(写)を提出すること。

※複数の事業場で同一販売店から購入し、支払領収証書が一枚となる場合は、但し書きに複数事業場名称の記載があること。

### ②発行日:記載の発行日は交付決定日以降であること。

### ③支払方法:支払方法の明記されている支払領収証書の場合は、該当する支払方法を選択すること。

### ④印:販売業者名、押印があること。

### ⑤但し書き:メーカー名、名称・型式、品番、ソフトのバージョン、消費税額等が確認できること。(もしくは、納品書又は請求書等により当該事項が確認できること。)

支払領収証書の内容を確認するため、中間報告時には支払領収証書(写)とあわせて、納品書(写)又は請求書(写)、スキャンツールの写真を事業場毎に添付すること。

## 支払領収証書の記載例

領収書 ② ○年○月○日
① ○○自動車株式会社××整備工場 様
<span style="font-size: 2em;">¥ 110, 000-</span> <small>うち消費税¥10,000円</small>
<input checked="" type="checkbox"/> 現金 ③ <input type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/> 小切手
<small>但し メーカー ●●●● 名称・型式 ●●●            品番 ●●●● ソフトバージョン●●●</small> ⑤ ○月○日納品分
<small>代として上記正に領取いたしました。            (株)□□□販売</small> <span style="border: 2px solid red; padding: 2px;">印</span>

※図に示した支払領収証書(写)の書式については、あくまでも見本であり販売業者の作成する書式で提出すること。

※支払領収証書受取時に上記①～④の項目に記載漏れがないか確認すること。  
 納品書・請求書に正確な製品情報(メーカー、名称、型式、品番、バージョン等)の記載がない場合は⑤の記載も必要なため注意すること)

### 13. スキャンツールの写真

スキャンツール事業場に設置したことが確認できる写真として、以下の①から④の条件を満たすスキャンツール本体の写真1枚以上を事業場毎にまとめて提出すること。

- ① スキャンツール本体(表面)が確認できる。
- ② 補助対象の情報端末(表面)が確認できる(該当者のみ)。
- ③ 製品のシリアル番号が確認できる。
- ④ ①から③が「名刺」や「認証書等」の補助対象事業場名称が確認できるものと添えられて撮影がされている。

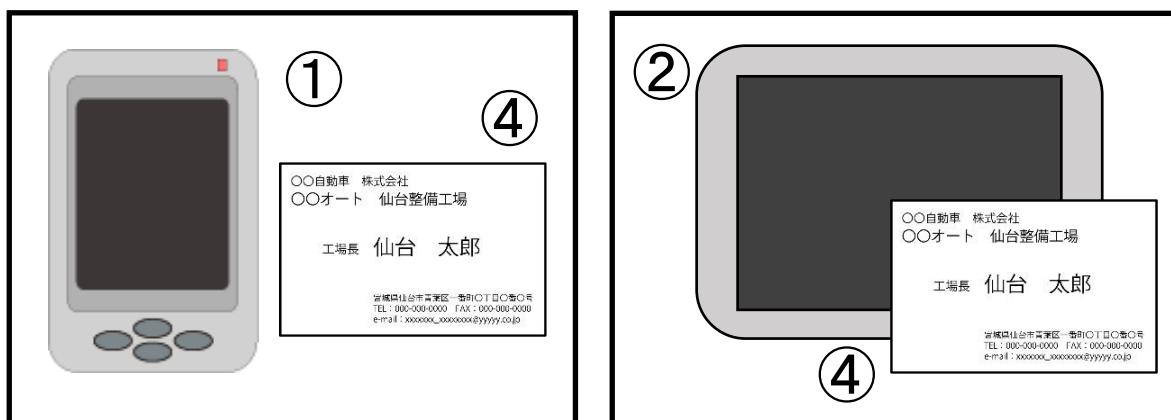
● 以下の場合、スキャンツール本体の写真とシリアル番号表示が分かる写真の計2枚以上の提出が必要。(写真例を参照)

➢ 本体表面にシリアル番号表示がない場合

➢ シリアル番号表示が不鮮明、小さい等確認ができない場合

※なお、写真が不鮮明等、上記①～④が確認できない場合は再提出を求めることがある。

本体(表面)の写真例



シリアル番号の分かる写真例

